

阿賀野川水系流域委員会下流部会 規約

第1条（名称）

本会は、「阿賀野川水系流域委員会下流部会」（以下、「部会」という。）と称する。

第2条（目的）

部会は、「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）」の計画対象区間下流部における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 部会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 部会は、河川整備計画（阿賀野川河川事務所管内）に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

部会は、阿賀野川水系流域委員会規約第3条第2項に基づき、国土交通省北陸地方整備局長（以下、「局長」という。）が設置する。

- 2 部会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（部会長等）

部会には部会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は部会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（部会）

部会の招集は、局長より委任された阿賀野川河川事務所長（以下、「事務所長」という。）が行うものとする。

- 2 部会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。
- 4 部会は意見や審議結果について、阿賀野川水系流域委員会へ報告する。

第6条（情報公開）

部会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は部会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会下流部会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
いいだ 飯田 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 海洋領域 准教授	
おざわ 小沢 謙一	新潟商工会議所 理事・事業部長	
かみたに 紙谷 智彦	新潟大学名誉教授	
ちば 千葉 晃	日本歯科大学名誉教授 新潟県野鳥愛護会 代表	
なかむら 中村 茂	株式会社新潟日報社 編集局総務兼報道本部長兼論説編集委員	
ねぎし 根岸 瞳人	新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授	
ほそやまだ 細山田 得三	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 教授	
まつだ 松田 昭悦	阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長	
まつだ 松田 曜子	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 准教授	
みさわ 三沢 真一	新潟大学名誉教授	
やまだ 山田 正	中央大学 研究開発機構 機構教授	部会長

(50 音順、敬称略)

阿賀野川水系流域委員会下流部会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会下流部会規約第6条に基づき、阿賀野川水系流域委員会下流部会（以下、「部会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条（部会開催の通知）

部会の開催については、記者発表を行うとともに、阿賀野川河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（部会の傍聴）

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

部会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、部会の場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料の公開）

部会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は、部会終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会下流部会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会下流部会公開規定第3条に基づき、阿賀野川水系流域委員会下流部会（以下、「部会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

第3条（入室）

部会の開始までに傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）が会場へ入室することができる。なお、傍聴人以外の入室は認めない。また、部会の開始後はみだりに入退室を繰り返してはならない。

第4条（部会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 部会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 部会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまきの類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、通話の際は退室しなければならない。
- ⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

部会は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。